

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 唐代の藩鎮と祠廟

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江川, 式部, Egawa, Shikibu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000628">https://doi.org/10.57529/00000628</a>

# 唐代の藩鎮と祠廟

## はじめに

府兵制の崩壊に伴い、はじめ唐の辺境に設置された節度使は、安史の乱後には内地にも多く配置され、管轄区域内の軍政と民政とを掌握した。これまで節度使や節度使が率いた藩鎮の研究では、その軍閥としての性格に重きが置かれ、藩鎮内部の組織や動向、唐朝との関係、また経済面等について考究がすすめられてきた<sup>①</sup>。しかし一定期間にわたりその地を事実上支配していたことを考えると、節度使及び藩鎮が在地に果たした役割は、

## 江川式部

軍事・民政・経済面だけにとどまるものではないと思われる。著者はかつて、唐後半期の北嶽廟（現在の河北省保定市曲陽県）での祭祀について、現地に残る題名碑、すなわち挙祭に關わった人々の肩書と氏名が刻文された碑文の整理と分析とを行つた<sup>②</sup>。その結果、当時は現地の節度使府によつて祭祀が執り行われていたことが判明し、またその儀式次第、具体的には献酒礼の順次には、藩鎮内の秩序が投影されていたことが明らかとなった。北嶽廟は唐朝が国家祭祀とする五嶽祭祀のひとつであり、本来であれば朝廷ないし在地の州県から執祭官が派遣されて祭祀が行われる。しかし唐後半期において、北嶽廟のある

易州は、唐朝の直接支配が及ばない、義武軍節度使の管轄下にあった。そのような状況下にあっても、毎年十月に行われる廟の常祭は、義武軍から執祭官が派遣されて祭祀が運営されていたのである。

北嶽廟ほどの規模ではないにせよ、それ以外の地方祠廟においても、廟碑・祭文やその他の史料をこまかくみていくと、そこに節度使や藩鎮が関与したとみられる例は少なくない。唐代後半期において地方の軍事・行政を担った藩鎮が、在地の祠廟や祭祀に関わる背景には何があるのか。本稿ではそうした例として、邠州（陝西省彬州市）姜嫄公劉祠と、魏州（河北省大名県）狄仁傑祠とをとりあげて検討を加え、在地における藩鎮の役割の一端を、祭祀儀礼という新たな視点から紐解いてみたい。

なお史料として用いる祠廟碑文は、長年屋外に放置されたことで保存状態が極めて悪く、基本的には原石・拓影からの文字の判読が困難である。よって原史料に依ることができず、清・王昶撰『金石萃編』や清・陸增祥撰『八瓊室金石補正』等の石刻文集<sup>3)</sup>、及び清・董誥等撰『全唐文』所載の録文を用いることとする。史料的には若干の問題を残すことにはなるが、その点を含みおいたうえで、背後にある歴史経緯や社会関係について、初歩的な整理と考察を試みたいと思う。

## 一、邠州姜嫄公劉祠と「唐姜嫄公劉廟碑」

### 1、概要

以下にとりあげる姜嫄公劉祠は、唐代の邠州（治所は新平県。現在の陝西省彬州市）にあった祠廟である。創建年代は不詳で、唐代には邠州城内の街巷に置かれており、貞元六年（七九〇）十一月に、当時この地を管轄していた邠寧節度使の張獻甫によつて、城の南に移築された。「唐姜嫄公劉廟碑」は、その移築の経緯を刻した碑文で、新廟完成の三年後の貞元九年（七九三）四月に、新廟の傍らに建てられたものである。立碑者は韋丹、碑文の撰者は高郢、書者は張誼、そして篆額は張瑄による。「金石萃編」卷一〇三に、

姜嫄公劉廟碑（原注：碑連額高七尺二寸、広三尺二寸一分、二十八行、行四十九字、行書、篆額。在邠州城南本廟内）とあり、その碑題部分には、

姜嫄公劉新廟碑

太中大夫行中書舍人上輕車都尉賜紫金魚袋高郢撰

節度巡官將仕郎試大理評事張誼書

处士張瑄篆額

と碑文の制作に関わった人物の名前が明記されていたほか、本碑文の末尾に、

節度判官殿中侍御史韋丹建立

との一文を載せて、立碑の責任者を明示している。廟碑の現状については『咸陽市文物志』（三秦出版社、二〇〇八年）に、

姜嫄公劉廟碑 唐貞元九年（七九三）に立てられた。碑には螭首があり、趺（亀趺）を欠く。通高は二一五センチメートル、幅は八二センチメートル、厚さは二四センチメートル。圭額は陰刻で篆書「姜嫄公劉廟碑」の六字あり。碑身は陰刻で正書（楷書）三一行、行五二字。……碑はもと彬県皇城の小南門外の姜嫄祠前に建てられていたが、一九六四年に彬県文化館に移された。<sup>5)</sup>

とあり、近年まで現地に祠廟が存在していたことと、そこに廟碑もおかれていたことがうかがえる。碑石は現在彬県文化館に収蔵されている。<sup>6)</sup>

祠神の姜嫄と公劉は、祠廟の建てられた邠州一帯にゆかりのある人物である。姜嫄は、伝説上の帝王である五帝のひとり帝嚳の元妃（正后）で、周王朝の始祖・后稷の生母とされる人物である。<sup>7)</sup> また公劉は后稷の曾孫で、一族を率いて戎狄の多かつたこの地に居住し、農業を指導したといわれている。<sup>8)</sup>

邠州は古来「豳」と称される地域にあり、六盤山から関中平野へと流れて渭水に注ぐ涇水の中流域に位置している。周王朝の東遷後は秦に属し、前漢時代には漆県、後漢時代には新平県が設置された。長安のある渭水盆地から、西北へ醴泉・邠州（新平）・涇州・平涼・原州へと抜けて、河西方面へとつながる主要幹線路上に位置しており、そのため隋唐時代には経済的・戦略的に重要な州であった。七五五年に安史の乱が起こると、長安に近いこの地には、すぐに邠寧節度使が設置され、乱後は度重なる吐蕃の侵攻に備える必要から、唐末に到るまで節度使による統治が続くことになる。

碑文には、この邠州と祠廟との関係性について、次のように述べられている。

姜嫄者、炎帝之後、有郤氏之女、姓姜字嫄、帝嚳之元妃、后稷之母也。公劉者、后稷之曾孫、周文王之十（十一）代祖也。……昔者周文武之烈、本於后稷、后稷之生、本於姜嫄。故『詩』曰「厥初生人（民）、時維姜嫄」。后稷之子曰不窋、失官而奔於戎狄。不窋之孫曰公劉、往遷於豳居、以平西戎、以篤前烈。故『詩』曰「篤公劉、于邠斯館。」是知姜嫄有德於周、公劉有德於豳、先賢所出、立祠旧矣。

〔金石萃編〕卷一〇三

姜嫄は炎帝の子孫であり、有邰氏のむすめで、姓を姜、名を嫄という。帝嚳の妃で、后稷の母である。公劉は后稷の曾孫で、周の文王の十(十一)代祖である。かつての周の文王・武王の功績は、もとは后稷より出たものであり、その後稷の生命は、姜嫄から出たものである。それゆえ『詩経』(大雅・生民之什)には「厥の初め人(民)を生める、時は維れ姜嫄」とある。后稷の子は不甞といい、官を失つて戎狄(のいるこの地)に移った。不甞の孫が公劉であり、邠に遷居して西戎を平定し、祖先以来の功をさらに篤くした。それゆえ『詩経』(大雅・生民之什)には「篤き公劉、邠に斯れ館す」という。ここに姜嫄は周に徳があり、公劉は邠に徳があることがわかるのであり、先賢の出ずるところゆえ、古くから祠が建てられてきたのである。唐代邠州の治所であった新平県城内には、古くからこの姜嫄公劉廟が置かれていたことがわかる。そして、このとき廟を建て直すことになった経緯については、

我家称秩元祀、成秩無文、山川鬼神、亦莫不寧。而姜嫄・公劉之廟、旧制卑陋、湫隘在市、非所以崇明祀、敬鬼神也。貞元四〇〇〇、邠寧節度觀察使檢校刑部尚書兼御史大夫朗(邠)寧郡王張公獻甫、戎醜是膺、授鉞而至。……

觀此二廟、独為匪安。公曰「嘻、精潔莫重於明神、喧囂莫甚於市塵。奈何雜処乎」……粵以貞元六年十一月九日、作新廟於南郭焉。地則郊野之間、左水右山、有清謐之勝。

わが国は大いなる祭祀を挙げて(秩序を)正し、(祭祀の)すべてが秩序正しく乱れることのないようにしており、山川鬼神についても、安寧としないものはない。姜嫄・公劉の廟は、もとは狭隘で土地が低く湿気が多い市街にあり、祠廟を尊び、鬼神を敬うのにふさわしい場所ではなかった。貞元四年(七九八)、邠寧節度觀察使檢校刑部尚書兼御史大夫邠寧郡王の張公獻甫が、西戎防御のために、鉞を授けられてこの地に着任した。……(張公は)この二廟をみて安静でないことを気にかけて「明神は最も清浄なものであり、市塵は最も喧噪なものである。雑居させるべきではない。」といった。……貞元六年(七九〇)十一月九日に新廟を南郭に造った。その場所は郊外の野にあり、左には川が流れ右には山があり、静謐景勝の地である。

とあり、節度使として赴任してきた張獻甫が、街巷にあった旧廟の喧騒なことを気にかけて、これを静謐な場所に移築したことが述べられている。また廟碑の建立については、

祠成三歳矣、而銘記尚欠。將恐浸遠失其所由、乃陳梗概、

爰此刊刻。辞曰、……勒銘茲庭、永示邑人。

祠廟が建つて三年がたつのに、銘記さえなかった。時を経て由来が失われてしまうことを恐れ、そこで梗概をのべ、ここに刊刻しておくのである。その辞にいうには……銘文を廟庭に勒し、永く州民に示す。

と述べており、新廟完成の三年後に、その由来を残すために、梗概を碑に刻して、土地の人々に示したのであるとしている。

## 2、張猷甫と立廟・立碑の背景

ところで、邠州城内の街巷にあった旧廟を、州城南郭に遷して新廟を建築した張猷甫とは、いかなる人物であったのだろうか。

張猷甫（七三六―七九六）は、開元時に突厥・契丹・奚の攻略に功績のあつた將軍・張守珪の甥で、貞元四年（七八八）七月から貞元十二年（七九六）五月に亡くなるまで、邠寧節度使を務めた<sup>(12)</sup>。姜嫄公劉廟の建て直しは、猷甫着任の二年後に行われたことになる。

貞元初期において、邠州から寧州にかけての一带は、毎年のように吐蕃の侵攻に悩まされていた。貞元二年（七八六）には、吐蕃が涇・隴・邠・寧州に広く侵攻する。『旧唐書』卷一九六下・吐蕃伝には、

（貞元二年）八月、吐蕃寇涇・隴・邠・寧數道、掠人畜、取禾稼、西境騷然。諸道節度及軍鎮咸閉壁自守而已。京師戒嚴、上遣左金吾將軍張猷甫与神策將李昇曇・蘇清沔等統兵屯於咸陽、召河中節度駱元光率衆咸陽以援之。九月、以吐蕃遊騎及於好畤、上復遣張猷甫等統兵屯於咸陽、又詔遣左監門將軍康成使于吐蕃。

（貞元二年）八月、吐蕃が涇・隴・邠・寧の數道に侵攻し、人や家畜を略奪し、穀物を奪い、西境一帯は騷然となつた。諸道の節度及び軍鎮はみな城壁を閉じて立てこもることしかできなかつた。京師には嚴戒態勢が敷かれ、上（徳宗）は左金吾將軍の張猷甫と神策軍將の李昇曇・蘇清沔らを派遣して兵を統べさせ咸陽に駐屯させた。そして河中節度使の駱元光に命じて成卒らを率いて咸陽に向かわせ彼らを援護させた。九月、吐蕃の遊騎隊が好畤に現れたため、上は再び張猷甫らを遣わして咸陽に駐屯させ、また詔を下し左監門將軍の康成を使者として吐蕃に派遣した。

とあり、このとき張猷甫は、左金吾衛の將軍として長安におり、吐蕃の來襲に際しては長安のすぐ西北にある咸陽に駐屯して、都の防衛を担っていた。

こののも吐蕃の侵攻はやまず、同年十一月には塩・夏州が

陥落し、翌貞元三年（七八七）五月に、徳宗は將軍の渾瑊を派遣して、吐蕃の尚結贊と平涼に会盟させようとしたが失敗に終わり、さらに貞元四年（七八八）五月には、侵入を受けていた涇・邠・寧の各州に加え、北方の慶・鄜州にも攻撃を受けるようになった。それまで秋冬の来襲であったものが盛夏にも及ぶようになり、都長安の西辺防備は、常態的な緊張を強いられるようになっていたのである。<sup>13)</sup>

このような経緯を理解し、対吐蕃戦にも詳しい張献甫が、邠寧節度使に任命されたことは、当然のなり行きであり適任人事であったことは疑いない。しかしながら、もともからいた邠寧藩鎮下の兵士たちには動揺もみられた。貞元四年七月、張献甫が節度使として着任してくるのあたり、現地ではある騒動が起った。『資治通鑑』卷二三三・貞元四年七月条には次のように記されている。

韓遊瓌以吐蕃犯塞、自戍寧州。病、求代帰。……献甫未至、（七月）壬子夜、遊瓌不告於衆、輕騎帰朝。戍卒裴滿等憚献甫之嚴、乘無帥之際、癸丑、帥其徒作乱。……因剽掠城市、困監軍楊明義所居、使奏請范希朝為節度使。都虞候楊朝晟……潜与諸將謀、晨勒兵、召乱卒謂曰「所請不行、張公已至邠州、汝輩作乱当死、不可尽殺、宜自推列唱帥者。」

遂斬二百余人、帥衆迎献甫。

韓遊瓌は吐蕃の犯塞に対して、寧州に陣をおいて守りを固めていた。しかし病を得たため任務の交替と帰朝を求めた。……（代理となる）献甫がまだ到着しないなか、（七月）壬子（七日）の夜に、遊瓌は人々に告げないまま、輕騎のみ率いて長安に帰ってしまった。戍卒の裴滿らは献甫が厳格であることを恐れ、上官がいのないのに乗じて、癸丑（八日）に手下を率いて乱をおこした。……城内を略奪し、監軍の楊明義の居所を取り囲んで、范希朝を節度使とすることを奏請させようとした。都虞候の楊朝晟は……ひそかに諸將と謀り、明け方に兵を出して、乱を起こした兵士らを招いて「おまえたちの要請には従えない。張公はすでに邠州に到着されており、おまえたちが乱を起こしたことは死罪に値するが、全員を殺すことはできない。首謀者が誰なのか申し出よ。」といった。そして二百余人を斬り、人々をひきいて献甫を迎えたのである。

前任者であった韓遊瓌は、朱泚の乱に<sup>14)</sup>加担した李懷光に代わり、興元元年（七八四）四月から邠寧節度使を務めていたが、病を得たため帰朝を申し出ていた。代わりの献甫が到着しないうちに現地を後にしたとあり、病気はともかく、猶予ならない

何らかの状況があつたことがうかがえる。一部の兵が新任の献甫を拒否する姿勢をみせたことから、幕下においては一枚岩の組織ではなかつたのであろう。結局、都虞候<sup>15</sup>であつた楊朝晟の指示のもと、争乱に加わつた二百名以上の兵を斬ることなどでなんとか統率を保ち、献甫の着任が果たされたのである。そしてその九月には、また吐蕃が寧州に攻め入つてきたため、献甫が部隊を率いてこれを撃退した。このとき吐蕃は鄯州・坊州を掠して去つたが、このような攻防が、毎年のように繰り返されていたのである。

そうした吐蕃と唐との攻防戦は、貞元五年（七八九）になると、小康状態を迎える。吐蕃はウイグル（回鶻）を相手に、北庭（天山東部）の争奪戦を開始したのである。吐蕃とウイグルとの戦争は貞元八年（七九二）まで続くが、その間、吐蕃は天山方面に軍を割かねばならず、長安西辺への侵入は減つた。張献甫が邠州城内の巷街から城外南郊の閑静な場所に祠廟を移築した貞元六年十一月は、近隣の情勢がようやく落ち着いていた頃合いであつた。

この後も、貞元八年六月に、吐蕃は靈・涇州に侵攻する。しかし唐朝も体制を立て直して臨み、貞元九年（七九三）二月に北方の要である塩州城を回復して以後は、平安を取り戻した。

そして貞元九年四月、新廟建築に遅れること三年にしてようやく廟碑の建立が行われたのである。

廟碑の撰文を担当した高郢は、幼いころから文才をもつて知られ、宝応元年（七六二）に進士に擢第した。韓遊瓌の前に邠寧節度使を務めていた李懷光の幕僚であつたが、懷光が朝廷に背いて貞元元年（七八五）八月に誅された際に、忠節を守つたとして助命されている。その後の細かい官歴は不詳だが、貞元十四年（七九八）冬には中書舍人を権知したまま礼部侍郎に任命されており、碑文にみえる「太中大夫行中書舍人上輕車都尉賜紫金魚袋」の肩書は、そのまま貞元九年時点での高郢のものとみてよいだろう。彼に撰文が依頼された経緯は不明だが、高郢自身がかつて李懷光幕下で邠州に滞在しており、姜嫄公劉廟の存在を周知している人物であつたことは確かである。

書者の節度巡官將仕郎試大理評事の張誼と、碑文の篆額を書いた処士の張瑄という人物については詳細不明である。また碑文建立の責任者として名がみえる韋丹は、顔真卿の外孫（真卿の姉妹の孫）にあたる人物で、碑に「節度判官殿中侍御史」とあるとおり、貞元九年（七九三）当時は、節度使の張献甫のもので、藩鎮内の総務を担当する判官を務めていた。<sup>16</sup>

当時の邠州は、度重なる吐蕃の侵攻・掠取を受けており、唐朝としては長安防衛の要衝として、何としても死守しなければならぬ場所であった。唐後半期の地理状況を記した『元和郡県図誌』巻三・関内道には、邠州の戸数について、原注に「開元戸一万九千四百六十一。郷四十九。元和戸二千六百七十。郷四十九。」と記す。郷数は開元時と変わらないものの、戸数のみがほぼ七分の一に減少していたことがわかる。開元以後、安史の乱による人口減少は想定されるにしても、邠州ではその後戸口数が回復しないまま住民の流出が続いていたこととなる。その理由は上にみえてきたとおり、吐蕃の侵攻により臨戦状態が続いていたからである。

張猷甫が姜嫄公劉の旧廟を新たに建て直した背景には、吐蕃の侵攻による邠州一帯の荒廃を受け、古来の信仰対象である姜嫄・公劉廟を保護再建することにより、在地の人々の人心を掌握するねらいがあったとみられる。とくに、かつて戎狄に囲まれたこの地を切り開いた公劉の神位は、吐蕃の来襲が頻繁であった唐後半期の邠州において、再び人々に意識されてよい存在であった。中央から派遣されてきた猷甫の着任に不満をもつ在地の兵士に向けても、何かしらのメッセージをもつと考えるのが再建であったと思われるのである。

## 二、狄仁傑祠と「(元和) 狄梁公祠堂碑」

### 1、概要

唐・魏州貴郷県（現在の河北省大名県）にあった「狄仁傑祠」は、実在した人物を祀った「人祠」である。祠堂は既に失われており、唐・元和年間に建てられた祠堂碑のみが、現在、河北省邯鄲市大名県孔莊村にある。

狄仁傑（六三〇―七〇〇または七〇五）は唐・高宗（武周時代の高官で、并州太原（現在の山西省太原市）の人、字は懷英、明経に挙げられたのち、并州都督府法曹を経て大理丞となり、滯獄一万七千人を断じて冤訴する者が無かったといわれる<sup>20</sup>）のち宰相となるが誣告を受けて一時左遷され、魏州刺史・幽州都督などを歴任したのち、神功元年（六九七）に宰相に復帰する。突厥が趙・定等の河北諸州に侵攻した際には、河北道行軍副元帥・河北道安撫大使となつて防衛に尽力した。時の皇帝・則天武后に諫言を行いつつもよくその身を保ち、七〇〇年（一説に七〇五年）に死去、のちに睿宗から「梁国公」を追封されている。立廟及び立碑の時期については後段で詳しくみていくが、最初に祠廟が建造されたのはおおよそ武周時代の万歲通天

(六九六—六九七)頃であり、また碑は少なくとも三回建てられたとみられる。初碑は立廟時で已逸、次碑は開元十年(七二二)十一月の立碑でこれも已逸(以下「開元碑」とする)、三碑は元和七年(八一二)の立碑で(以下「元和碑」とする)、この元和碑のみが現存する。初碑については、その詳細は全く不明である。開元碑は李邕撰、張廷珪の八分書(八分体ともいい、隸書の一つで波磔を強調した字体)であったとされ、元和碑は馮宿撰・胡証の正書(楷書)並びに篆額をもつて作成された。元和碑は、全高四四六センチメートル、幅一四六センチメートル、厚さ四六センチメートルあり、録文は清・陸增祥撰『八瓊室金石補正』巻七〇、及び『全唐文』巻六二四に収載されている。

## 2、魏州と狄仁傑祠

武后が周(六九〇—七〇四)を建てて国政を掌握した時代、河北の情勢はかなり緊迫したものであった。武周建国の少し前、六八二年には阿史那骨咄祿がイルテリシユ可汗を自称して突厥を再興(突厥第二帝国)し、その影響は西北の吐蕃、北辺の突騎施・契丹にも及んでいた。万歳通天元年(六九六)十月、契丹族が反乱を起こし、冀州・瀛州(現在の河北省中部)にまで侵攻してきたのである。『旧唐書』巻八九・狄仁傑伝には、

万歳通天年、契丹寇陷冀州、河北震動。徵仁傑為魏州刺史。前刺史独孤思莊懼賊至、尽驅百姓入城、繕修守具。仁傑既至、悉放歸農畝、謂曰「賊猶在遠、何必如是。万一賊來、吾自当之、必不閔百姓也。」賊聞之自退、百姓咸歌誦之、相与立碑以紀恩惠。

万歳通天の年に、契丹が冀州に侵攻し、河北に激震が走った。仁傑が徵せられて魏州刺史となった。前刺史の独孤思莊は賊の襲撃を恐れ、人々をすべて城内に入れて、防具を修繕させた。仁傑は(魏州に)到着すると、彼らを解放して畑仕事に戻らせ、「賊はまだ遠くにいるのに、どうしてこのようにしなければならぬのか。万一、賊が来たならば、私が自ら対応する。皆には一切閔わらせることはない」と誦した。賊はこの話を聞いて退却し、人々はこのことを歌誦し、碑を立ててその恩恵を記念した。

と述べられている。狄仁傑はこのとき誣告を受けて中央政界を離れており、契丹との前線に近い魏州の刺史就任もその間の人事であった。仁傑はしかし、よく契丹の動向を見抜き、魏州は事なきを得たのである<sup>(2)</sup>。右の史料には碑が建てられたことしか述べられていないが、このとき生祠も置かれたようである。『旧唐書』同伝にはまた、

仁傑嘗為魏州刺史、人吏為立生祠。及去職、其子景暉為魏州司功參軍、頗貪暴、為人所惡、乃毀仁傑之祠。

仁傑はかつて魏州刺史となり、吏民らは彼の生祠を造った。仁傑が職を去ったのち、その子の景暉が魏州の司功參軍となったが、(景暉は)頗る貪暴であったために、人々に憎まれ、仁傑の祠は(人々によって)毀されたのであった。

とあり、魏州には狄仁傑の生祠が置かれていたが、建置後間もなく破毀されてしまったことが述べられている。魏州に着任してきた狄仁傑の息子・狄景暉の素行が悪く、在地の人々の恨みを買ひ、その父である狄仁傑の生祠が破壞されたというのである。その後、祠廟のことも碑のことも史料には見えなくなるが、宋・趙明誠『金石録』<sup>22)</sup>には、

唐狄梁公生祠記〔原注…李邕撰、張庭珪<sup>23)</sup>八分書、開元十年(七二二)十一月〕

とあり、李邕撰文による碑刻(開元碑)のあったことが知られる。書者の張廷(庭)珪は、開元九年(七二二)から十年にかけて魏州刺史を務めており、また撰者の李邕との関係について、『旧唐書』卷一〇一・張廷珪伝には、

廷珪素与陳州刺史李邕親善、……邕所撰碑碣之文、必請廷珪八分書之。廷珪既善楷隸、甚為時人所重。

廷珪はもとより陳州刺史の李邕と仲が良かった、……邕が撰した碑碣の文は、必ず廷珪に頼んで八分体にてこれを書いてもらっていた。廷珪は楷隸に巧みで、当時の人々から大変重んじられたのである。

とあるように、碑刻の依頼があれば両者でこれを完成させる仲であった。李邕(六七八―七四七)は字を泰和といい、鄂州江夏(現在の湖北省咸寧市)の人で、『文選』注の撰者として知られる李善(?―六九〇)の子である。開元・天寶期の官僚で書法家としても名高く、当時造られた碑刻の撰文を多く手掛けている。しかしながら、開元十年(七二二)十一月に建てられたというこの碑文については、李邕の文集<sup>23)</sup>にも収載されていないため、目下その内容について確かめるすべはない。

また開元時期における魏州狄仁傑祠の存否については、唐・高適(七〇〇?―七六五)の「三君詠并序」に「開元中適遊於魏郡……邕外有故太守狄公生祠焉」との一文が残されている<sup>24)</sup>。かつていちど壞されたという祠廟も、開元期には再建または維持・存続されていたことがうかがえる。しかし天寶末年に起こった安史の乱によって魏州は反乱軍の手に落ち、生祠と開元碑の存在は再び忘却されたのであった。

### 3、元和の祠廟再建と元和碑

開元碑建立から約九十年ののち、元和七年（八一二）に魏州の狄仁傑祠は再建されることになる。当時、魏州とそれに隣接する博州を支配していたのは、魏博節度使の田興（のち弘正と賜名）であった。

安史の乱後ながらこの魏博を含む河朔地域（幽州盧龍軍節度使・成徳軍節度使の管轄区域）の、いわゆる河朔三鎮に対しては、唐朝の直接支配が及ばない状況が続いていた。しかし八〇五年に即位した憲宗は、河朔包圍網を作り、支配の回復を目指す。おりしも、元和七年八月戊戌（十二日）に魏博節度使の田季安が亡くなり、子の田懷諫が後を嗣ぐことになった。しかし懷諫はまだ十一歳と幼く、家僮の蔣士則が軍政を掌握して権勢をふるい、藩鎮内部の情勢が不安定となった。同年十月乙未（十日）、季安の侄で知軍州事であった田興は、蔣士則を斬って懷諫を保護し、さらに相・衛・潼・貝・魏・博州をもつて唐に帰属してきたのである。唐朝は、田興を魏博節度使に任命し、翌元和八年二月には、憲宗より弘正の名を下賜した。

元和碑が作成されたのは、田興が藩鎮を掌握した元和七年末から八年頃のこととみられる。新廟建設について、碑文には、

元和壬辰歲、我天子恢拓千古之不庭、凡在率土、罔不來

服。……咨謀耆老、得是旧址、作為新祠。鳩材僇功、載事頒役、上下有度、東西惟序。……越十月五日、厥功成。

（『全唐文』卷六二四・魏府狄梁公祠堂碑）  
元和壬辰の歲（七年八一二）、我が天子は、長年にわたり服従しなかつた地方を恢復し、いまや天下にあつて、來服しないものはない。……古老にたずねて、この旧址を探し得て、新祠を作ることにした。材を集め功を興し、事を整えて役を分かち、上下には節度を遵守し、東西には秩序を重んじた。……ようやく十月五日に、完成した。

とあり、完成は元和七年十月五日、その造営は田興による藩鎮内部の権力掌握に合わせて行われたものであったことがわかる。碑首部分には、

大唐魏府狄梁□□（以下数文字闕） 朝議郎行尚書虞部員外郎上柱国馮宿撰

（上闕）□□州節度副使朝議大夫檢校太子左庶子兼御史中丞賜紫金魚袋胡証書并篆額

（『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第二十八冊所収拓影、及び『八瓊室金石補正』卷七〇）

とあり、碑題の下に、撰者馮宿、次行に書者胡証の名がみえる。碑題の欠字部分は『全唐文』卷六二四に載る「魏府狄梁公祠堂

碑」という題目から「大唐魏府狄梁公祠堂碑」と復原することができる。

撰者の馮宿（七六七―八三六）は、婺州東陽（現在の浙江省金華市）の人で、字は拱之。貞元八年（七九二）に進士となり、徐州節度使の張建封の辟召を受けて掌書記を務め、建封死去ののちは浙東觀察使・賈全に仕えた。<sup>27)</sup>その後、太常博士に徴せられて中央に入り、碑文を撰した元和七―八年頃は「尚書虞部員外郎」であったことがわかる。

また書者の胡証（七五八―八二八）は、河中河東（現在の山西省永濟市）の人で、字は啓中。貞元五年（七八九）に進士となり、河中節度使・渾瑊の辟召を受け、その後は殿中侍御史、太子舍人、襄陽節度使・于頔の書記等を経て、元和四年（八〇九）には戸部郎中となっていた。<sup>28)</sup>

田興が唐への帰順を申し出てきた際の唐側の対応について、『通鑑』巻二三九・元和七年（八一二）八月―十一月条を整理すると、次のようになる。<sup>29)</sup>

八月十九日 魏博節度使・田季安薨す。

閏八月二日 魏博藩鎮を牽制するため、薛平を鄭・滑節

度使に任じる。

憲宗は宰相の李吉甫・李絳らと対応を議論。

李吉甫は派兵を主張。李絳は魏博が帰順してくるとみて出兵に反対。

十月十日 魏博の監軍使が、朝廷に状況を報告。

憲宗は張忠順を宣慰使として魏博に派遣、帰りを待つことにする。

十月十九日 李絳の献策により、忠順の戻りを待たずに

田興を魏博節度使とする。

十一月六日 知制誥の裴度を宣慰使として魏博に派遣。

錢百五十万緡を魏博の軍士に賞与し、魏博藩鎮下の六州（魏・博・貝・衛・澶・相）の民に対して一年の税を免除。

これによると、当初朝廷では、魏博藩鎮の帰順を疑うところもあったが、李絳がよくその内情を見抜き、田興の差配を信じて憲宗に対応を献策していたことがうかがえる。また憲宗も適切に対応し、裴度を宣慰使として派遣して、藩鎮下の軍士・庶民に十分な褒賞を与えたのであった。このことは、依然として朝廷に背き続けるその他の藩鎮への見せつけでもあった。

『通鑑』同年十一月条には、

度為興陳君臣上下之義、興聽之、終夕不倦、待度礼極厚、

請度徧至所部州县、宣布朝命。奏乞除節度副使於朝廷、詔

以戸部郎中河東胡証為之。興又奏所部欠官九十員、請有司注擬、行朝廷法令、輸賦稅。田承嗣以來室屋僧修者、皆避不居。

(裴)度は興に君臣上下の分を説き、興はこれに従い、終日怠ることがなかった。極めて礼節を以て裴度を待遇し、裴度に頼んで藩鎮下の州県をあまねくまわって、朝命を宣布してもらった。また朝廷には節度副使を派遣してくれるよう要請し、(憲宗は)詔を下して、戸部郎中で河東(出身)の胡証を節度副使に任じた。興はさらに幕下の欠官九十員について、有司にて注擬してくれるよう奏請し、唐朝の法令を行ない、賦税を納めた。田承嗣以来の(法定外の)豪華な室屋は、いずれも避けて使用しなかった。

とあり、ここに元和碑の書者である胡証の名がみえる。同記事から、胡証が元和碑の肩書にみえる魏博の「節度副使」に任じられたのは、裴度が宣慰使として魏博の田興の所に来て以後、田興が節度副使の派遣を要請したことによるとみられるため、立碑は元和七年の末以後としてよいだろう。

田興は朝廷に帰順を申し出ると同時に狄仁傑祠を再建し、後日そのことをふまえて尚書省の属官であった馮宿が撰文をし、魏博の節度副使となった胡証が書と篆蓋を担当して、碑が完成

したということになる。田興が、古老にたずねてまで狄仁傑祠の旧址を探し出して廟を再建したのは、帰順の意志を具体的な形で朝廷に示すためのものであったと理解すべきである。かつてその行政手腕と威風によって、戦わずして契丹の侵攻を防いだ朝臣・狄仁傑の神位を再興することで、唐への忠義を表したのである。

#### 4、元和碑にみえる藩鎮の祭祀

ところで、この元和碑には以下のような祠廟における祭祀(廟享)の儀式を記述した部分がある。

沂国公於是乎請護軍迨賓僚・將校・虎貔之群、撰吉而致饗焉。先一日、執事設次於門西、設柔毛・翰音・膾肥・鮮藁之具以俟。詰朝公至、則改命服於次、率護軍等升拜。將校以下、叙拜於堂下。公親酌以奠、揚觶而言、……再拜而退。由是六州之人士、知狄公之崇德可享。

〔全唐文〕卷六二(四)

沂国公(田興)は、そこで護軍および賓僚・將校・虎貔らを呼び集め、吉日を選んで祭祀を行った。前日に、執事が廟門の西側に位次を設置し、柔毛(羊)・翰音(鶏)・膾肥(豚)・鮮藁(干魚)等の供え物を陳べて準備した。翌

早朝に公が至り、次にて服装を改め、護軍らを率いて昇殿して礼拝した。将校以下の人々は、順番に堂下にて礼拝した。公は自ら（神酒を）酌んで（神位に）ささげ、觶（さかずき）を挙げて言うには、……再拝して退出した。このことにより六州の人々は、狄公の崇徳を祀るべきであることを知ったのである。

以上の儀式次第は、実際のところかなり独自色の強いものとなっている。唐朝の国家礼典であり祭祀の儀式次第を詳述した『大唐開元礼』には、その巻七〇に「所州祈諸神」条が設けられており、各州内の神祠での挙祭の次第が記されている<sup>20</sup>。しかし魏博節度使の田興が魏州狄仁傑祠で行った右の祭祀の内容は、こうした唐朝の定める儀式次第に沿ったものではない。魏博藩鎮が半世紀以上も独立国のような状態であったことを思えばやむを得ないことであり、それよりも、朝臣であった人物の祀廟を再建し、そこで節度使自らが祭祀を行ったことにこそ、意義を見出すべきである。節度使・護軍以下の藩鎮軍士をあげて、狄仁傑を祀る祭祀を行い、そのことを碑に明記して唐朝への帰順を人々に周知させたのである<sup>21</sup>。

### おわりに

本稿でみてきた二廟については、藩鎮下の人心掌握や、唐朝への帰順を在地の人々に周知させること等を目的に、節度使が自発的に古廟を再建する事例と理解できる。またその際においても、朝廷に対して祠廟再建等の許可をとっていた様子はない。祭儀についても、魏州の狄仁傑祠で行われた田興による廟享などは、独自色の強いものであったことがうかがえる。

節度使が祭祀を行うことにはどのような意味があったのか。本稿でとりあげた二つの事例は、それぞれに当時の藩鎮の事情があったのであるが、この事実を歴史の中でさらに俯瞰してみると、このとき節度使が祠廟を再建・保護したことで、廟は後世に存続することを得たという事実にも行きあたる。

唐代においては、まだ地方における民間祠廟に対して、国家が主導して統制を加えることまでは行われておらず、一方で、国家が積極的にこれらを保護することもなかったとみてよいだろう。宋代以後には、賜祠額等の手段を通じて正祠と淫祠とを区別していく、いわゆる祠廟統制が行われるようになる<sup>22</sup>が、その前段階にあつては、在地で保護・維持されるかどうか、祠

廟ひいては祭祀・信仰存続の鍵を握っていたと考えられる。

唐代後半期の地方社会における祠廟の意義・役割をどう評価するかについては、本稿でとりあげた二廟の例のみで判断することは、もちろんできることではないが、藩鎮という地方政權者の政治的な意図によって維持・再建される祠廟があったこと、それが後代に存続を得るきっかけとなり、在地での信仰が継承されていったことについては、確認できたのではなからうか。

注

(1) 唐代の節度使及び藩鎮に関する先行研究について、そのすべてをここで紹介することは、紙幅の都合上難しい。九〇年代以前のおおよその研究概略については、胡戟・張弓・李斌城・葛承雍主編『二十世紀唐研究』（中国社会科学出版社、二〇〇二年）政治巻・第一章の胡戟「九藩鎮問題」に整理されており、そちらを参照されたい。ここでは最近の研究として、唐末における藩鎮の情勢と唐朝の解体との関係を考察した、新見まどか「僖宗期における唐代藩鎮体制の崩壊 黄巢の乱と李克用の乱」（『史学雑誌』第一二九編第九号、二〇二〇年）を挙げておく。

なお、「節度使」及び「藩鎮」という語句については、概説書や専門研究においても通用されることが多いが、本稿では可能な限り「節度使」を人物の職名、「藩鎮」を節度使管轄下の組織及び地域として、用いることとする。

(2) 江川式部「北嶽廟題記にみえる唐代の常祀と三献官」（氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会—北朝隋唐期を中心に—』（明治大学東アジア

石刻文物研究所、汲古書院、二〇〇七年）。

(3) 清・王昶撰『金石萃編』（一九二二年掃葉山房本影印、中国書店、一九八五年）、及び清・陸增祥撰『八瓊室金石補正』（一九二五年劉氏

希古樓刊本影印、文物出版社、一九八五年）収載の碑刻録文を参照。

(4) 清・董誥等撰『全唐文』（山西教育出版社校本、二〇〇二年）

(5) 『咸陽市文物志』（咸陽市文物事業管理局編、三秦出版社、二〇〇八年）二〇八頁・寺廟碑に、

姜嫄公劉廟碑 唐貞元九年（七九三）立。碑螭首欠缺、通高

二一五厘米、寬八二厘米、厚二四厘米。圭額陰刻篆書「姜嫄公劉

廟碑」六字。碑身陰刻正書三二行、行五二字。……碑原豎于彬原

縣城小南門外姜嫄祠前、一九六四年移入彬原文化館。

とある。

(6) のちに刊行された『陝西省志・文物志』（陝西省地方志編纂委員會編、陝西人民出版社、二〇一六年）にはこの碑についての記事はなく、二〇一八年に刊行された『陝西碑刻總目提要初編』（科学出版社）三三九頁に「現藏・彬原文化館」とある。

なお、「姜嫄公劉新廟碑」の拓影については、『北京図書館藏中国歴代石刻拓本匯編』（中州古籍出版社、一九九八年）に収載されているが、かなり不鮮明であるため、ここから文字を確認することは不可能である。よって以下本稿で引用する同碑の文字は『金石萃編』に拠り、『全唐文』巻四四九・高郢条を参照することとする。

(7) 姜嫄については『史記』巻四・周本紀（中華書局点校修訂本、二〇一四年）に、

姜原（嫄）為帝嚳元妃。姜原出野、見巨人跡、心忻然説、欲踐

之、踐之而身動如孕者。居期而生子、以為不祥、弃之隘巷……初

欲弃之、因名曰弃。……(帝舜)封弃於部、号曰后稷、别姓姬氏。

姜原(嫫)は帝嚳の元妃である。姜原が野原に出たとき、巨人の足跡があるのを見て、心がうきうきとして、踐んでみたい気持ちになった。そこでこれを踐んでみると体内が動くように感じ、身ごもったようであった。一年たつて子供を産んだが、不吉なことからして、狭い街巷に乗てた……はじめ棄てようとしたので、これを弃(棄に同じ)と名付けた。……(帝舜)は弃を部に封じて、后稷と号し、別姓は姬氏という。

とあり、姜嫫が巨人の足跡を踏んで妊娠し、后稷を生んだ等の伝説が記される。

(8) 公劉については『史記』卷四・周本紀に、次のようにある。

后稷卒、子不窋立。……不窋卒、子鞠立。鞠卒、子公劉立。公劉雖在戎狄之間、復修后稷之業、務耕種、行地宜。自漆・沮度渭、取材用、行者有資、居者有畜積、民頼其慶。……公劉卒、子慶節立、國於豳。

后稷が卒して、子の不窋が立った。……不窋が卒して、子の鞠が立った。鞠が卒して、子の公劉が立った。公劉は戎狄の間に暮らしていたが、また后稷の業を修めて、耕種に務め、その土地に合った耕作を行った。漆水・沮水から渭水を渡り、材木を切り出して用い、行く者は資材を持ち、居る者は貯蓄があり、人々はその恩恵を頼りにしていた。……公劉が卒して、子の慶節が立つと、豳に國をたてた。

また唐・李泰等撰『括地志』(清・孫星衍輯、賀次君校『括地志輯校』、中華書局、一九八〇年)卷一・幽州条には、「幽州新平県即漢漆県也。

『詩』豳國、公劉所邑之地也(幽州新平県は漢の漆県である。『詩』の豳國は、公劉が邑とした地である)」とある。

(9) 『元和郡県図誌』卷三・関内道三(中華書局、一九八三年)には、邠

州について次のようにある。

邠州(原注…新平。緊。開元戸一万九千四百六十一。郷四十九。元和戸二千六百七十。郷四十九。今爲邠寧節度使理所。管州三、邠州、寧州、慶州。県二十。……隋大業二年省入寧州。義寧二年復爲新平郡。武德元年復爲幽州。開元十三年、以「幽」字相涉、詔曰「魚・魯變文、荆・并誤聽。欲求辨惑、必也正名、改爲「邠」字。」天宝元年改爲新平郡、乾元元年復爲邠州。邠州。今は邠寧節度使の治所となつている。管州は三、邠州、寧州、慶州。県は二十。……隋大業二年(六〇六)に省いて寧州に入れ、義寧二年(六一八)に復た新平郡とした。武德元年(六一八)に復た幽州とした。開元十三年(七二五)に、「幽」と「幽」の字がまぎらわしいので、詔して「魚・魯は書き間違いが起こりやすく、荆・并は聞き間違ふ。惑いをはつきりさせるには、名を正すことが必要である。改めて「邠」字とせよ」といった。天宝元年(七四二)には改めて新平郡とし、乾元元年(七五八)には邠州に戻した。

(10) 『尚書』洛語に「居師惇宗將礼、称秩元祀、咸秩無文。(師に居りて、宗を惇くし礼を將け、元祀を称け秩し、咸な秩して文ること無れ。

／大いなる祭祀を挙げ正して、祭礼のすべてが秩序正しく行われて、乱れることがないようにせよ)」とあるのをふまえた表現。

(11) 張献甫の封号について、『金石萃編』卷一〇三所載の録文では「朗寧郡王」とするが、『全唐文』卷四四九では「邠寧郡王」としている。

拓影からの判読が困難であるため、本稿ではさしあたり「邠寧」としておく。

(12) 『旧唐書』卷一二二(中華書局標点本、一九七五年)、『新唐書』卷

一三三(中華書局標点本、一九七五年)の所伝、及び呉廷燮撰『唐方鎮年表』(中華書局、一九八〇年)卷一・邠寧条参照。

- (13) 安史の乱後の唐と吐蕃との抗争については、佐藤長『古代チベット史研究』下巻(同朋舎、一九五九年)の第五・第六章を参照。
- (14) 朱泚(七四二—七八四)は幽州昌平(現在の北京市昌平)の人で、はじめ盧龍節度使李懷仙の部将となり、大曆三年(七六八)に李懷仙を殺し、のちに節度使となった。大曆九年には入朝もしていたが、建中三年(七八二)に弟の朱滔が盧龍を率いて唐に背いたため、免職されて長安に留め置かれていた。翌年、涇原の兵が京師で反乱を起こした際に、反乱兵士らが朱泚をかっさだして皇帝に擁立し、国号を秦、年号を応天と改めた。興元元年(七八四)には国号を漢と改め、自らは漢元皇帝を自称していたが、唐将・李晟に敗れ、彭原に逃げる途中で部下に殺された。建中四年(七八三)から翌年にかけて起こったこの反乱を、朱泚の乱という。
- (15) 都虞候は、唐中期以後に節度使と神策軍に置かれた官名で、軍法・軍紀の糾察を行った。趙文潤・趙吉惠主編『両唐書辞典』(山東教育出版社、二〇〇四年)八九七頁。
- (16) 吐蕃とウイグルとの北庭争奪戦の経緯については、前掲注(13)佐藤著書、及び森安孝夫「ウイグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」(同氏『東西ウイグルと中央ユーラシア』所収、名古屋大学出版会、二〇一五年。初出は一九七四年。増補一九七九年)を参照。北庭争奪戦の最終勝利者については、佐藤長氏は吐蕃としていたが、その後森安孝夫氏の研究によりウイグルとの結論が導き出されている。また貞元八年(七九二)の北庭戦が終結した後も、吐蕃の唐西辺への侵攻が抑えられていた理由については、両氏ともに、唐と南詔との和親が成立し、唐側に寝返った南詔の対応に、吐蕃が力を割かなければならなかったことを指摘する。
- (17) 高郢については、『旧唐書』卷一四七、及び『新唐書』卷一六五に立伝。礼部侍郎着任時期については、これら所伝には明らかでなく、嚴耕望
- (18) 『唐僕尚丞郎表』(中央研究院歷史語言研究所、一九五六年)卷一六・輯考五下・尚書礼部侍郎条、八七〇頁を参照。
- (19) 文丹については、『新唐書』卷一九七に立伝。また杜牧の撰した墓碑文が『唐故江西觀察使武陽公章公遺愛碑』として『樊川文集』(上海古籍出版社、一九七八年)卷七に収載されている。
- (20) 前掲注(9)『元和郡県図誌』卷三・閩内道三・邵州条、参照。狄仁傑については、『旧唐書』卷八九、及び『新唐書』卷一五に立伝。高宗の儀鳳年間(六七六—六七九)に大理寺丞となった際の事として、『旧唐書』同伝には「仁傑、儀鳳中為大理丞、周歲斷滯獄一萬七千人、無冤訴者」とある。
- (21) 狄仁傑の魏州刺史就任期間については、正史の所伝には明記されていないが、『通鑑』卷二〇六・万歲通天元年(六九六)条に「(十月)制起彭沢令狄仁傑為魏州刺史(彭沢令の狄仁傑を起用して魏州刺史とした)」とあり、神功元年(六九九)六月条には「辛卯(二十七日)、制以契丹初平、命河内王武懿宗、婁師徳及魏州刺史狄仁傑、分道安撫河北。(二十七日)、契丹を平定したことをうけ、河内王の武懿宗、婁師徳、及び魏州刺史の狄仁傑に命じて、河北の各地に行かせて安撫させた」とあるところからみて、万歲通天元年(六九六)十月から神功元年(六九九)六月頃とみられる。郁賢皓著『唐刺史考全編』卷九八・魏州条(安徽大学出版社、二〇〇〇年)一三七〇頁参照。
- (22) 南宋・趙明誠『金石録』(『宋本金石録』上・下、中華書局、一九九一年)録日第九六一。
- (23) 李邕の文集はつとに散逸し、明代に輯本された『李北海集』がある。『李北海集』六卷・付録一卷(文淵閣四庫全書本影印、四庫唐人文集叢刊、上海古籍出版社、一九九二年)参照。
- (24) 唐・高適撰『高常侍集』卷四三君詠并序。高適著・孫欽善校注『高適集校注』修訂本(上海古籍出版社、二〇一四年)九二九五頁、参照。

- (25) 『八瓊室金石補正』卷七〇「重立狄梁公祠碑」収載の本碑録文は、欠字が多いため、参照は碑首題等の一部分にとどめ、以下本論に引用する内容部分では『至唐文』卷六二四所載の碑文を参照することとする。
- (26) 『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第二十八冊(中州古籍出版社、一九九八年)所収、陸和九旧蔵拓本「狄公祠碑」拓影、及び「八瓊室金石補正」卷七〇所載の録文を参照。
- (27) 馮宿については、『旧唐書』卷一六八、及び『新唐書』卷一七七に立伝。ただし正史の所伝には、馮宿と魏博藩鎮または「元和碑」との関わりを述べる記事はみられない。
- (28) 胡証については、『旧唐書』卷一六三、及び『新唐書』卷一六四に立伝。『旧唐書』の所伝には、  
元和四年、由侍御史歴左司員外郎・長安県令・戸部郎中。田弘正  
以内属、請除副貳、乃兼御史中丞、充魏博節度副使、仍兼左庶子。  
との記事がみえるが、魏博節度副使に任じられた具体的な時期については明確ではない。
- (29) 『通鑑』卷三三九・元和七年(八一二)八月十一月条の記事は以下のとおりである。  
八月戊戌(十九日)、魏博節度使田季安薨。……(閏)八月辛亥(二日)、左龍武大將軍薛平為鄭・滑節度使、欲以控制魏博。上与宰相議魏博事、李吉甫請興兵討之、李絳以為魏博不必用兵、当自歸朝廷。……冬十月乙未(十日)、魏博監軍以狀聞。……上竟遣中使張忠順如魏博宣慰、欲俟其還而議之。……甲辰(十九日)以興為魏博節度使。忠順未還、制命已至魏州、輿感恩流涕、士衆無不鼓舞。……十一月辛酉(六日)、遣知制誥裴度至魏博宣慰、以錢百五十万緡賞軍士、六州(魏・博・貝・衛・澶・相)百姓給復一年。
- (30) 唐・蕭嵩等撰『大唐開元礼』(古典研究会、洪氏刊本影印、池田温解

説『大唐開元礼 附大唐郊祀録』、汲古書院、一九七二年初版、二〇〇四年第四版)卷七〇・吉礼・諸州祈諸神、参照。  
(31) 清・林侗は、田興が唐への忠義を示す証に狄仁傑祠を再建したとして、次のように述べている。

諸藩鎮宏正為最忠順。其後父子皆死国、祠堂之作亦忠義氣節之所發歟。(林侗『東齋金石刻考略』卷下) 諸藩鎮の中では宏正(田弘正)が最も忠順であった。その後、父子いずれも国のために死し、祠堂を作ったことは忠義氣節の発露である。

ただ、本稿でみたように、狄仁傑祠の再建は、ここで林侗が述べるような、唐朝へ向けての意思表示のみならず、藩鎮内部における帰順意志の周知という意味合いもあったと理解すべきであろう。

(32) 須江隆「熙寧七年の詔―北宋神宗朝の賜額・賜号」(『東北大学東洋史論集』八、二〇〇一年)、同氏「唐宋期における社会構造の変質過程―祠廟制の推移を中心として―」(『東北大学東洋史論集』九、二〇〇三年)を参照。

【付記】本稿はJIS科研費18K01005・19H01325の助成を受けたものである。